

概算払の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
大阪都市計画局 拠点開発室	概算払をしたときは、支出命令者は、債務の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、未精算のものがあった。 契約名称：大阪城公園駅接続デッキ整備事業の施行に関する令和7年度協定書 <table><tr><td>1</td><td>債務の確定日</td><td>令和8年3月31日（注1）</td></tr><tr><td>2</td><td>支出負担行為額</td><td>（注2）18,334,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">支出命令額</td><td>【令和7年8月15日支払分】18,140,000円</td></tr><tr><td>【令和8年4月30日支払分】194,000円</td></tr></table> （注1）令和7年度分の債務の確定日を記載している。 （注2）令和7年度分の支出負担行為額を記載している。なお、協定期間については、令和7年7月3日から令和8年5月31日までであった。	1	債務の確定日	令和8年3月 31 日（注1）	2	支出負担行為額	（注2） 18,334,000 円	3	支出命令額	【令和7年8月 15 日支払分】 18,140,000 円	【令和8年4月 30 日支払分】 194,000 円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （概算払の精算） 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 【大阪府財務規則の運用】 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。
1	債務の確定日	令和8年3月 31 日（注1）										
2	支出負担行為額	（注2） 18,334,000 円										
3	支出命令額	【令和7年8月 15 日支払分】 18,140,000 円										
		【令和8年4月 30 日支払分】 194,000 円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年6月1日から同年8月27日まで）